

令和8年度の制度改革について

☆令和8年度の制度改革について、大きなポイントは以下の4つです。

① 処遇改善加算の拡充

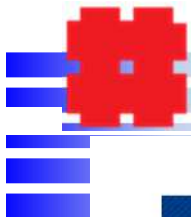
令和8年6月から計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援に処遇改善加算を新設。

② 就労移行支援体制加算の見直し

③ 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

④ 応急的な報酬単価の特例

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、令和8年6月1日以降に新規指定された事業所に限り、応急的な報酬単価を適用する。



就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について(令和8年2月18日)より抜粋

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
 - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

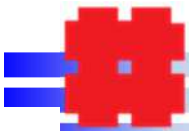
- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止



就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

単位数

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について(令和8年2月18日)より抜粋

【就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

<現行>

○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位



<改定後>

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位



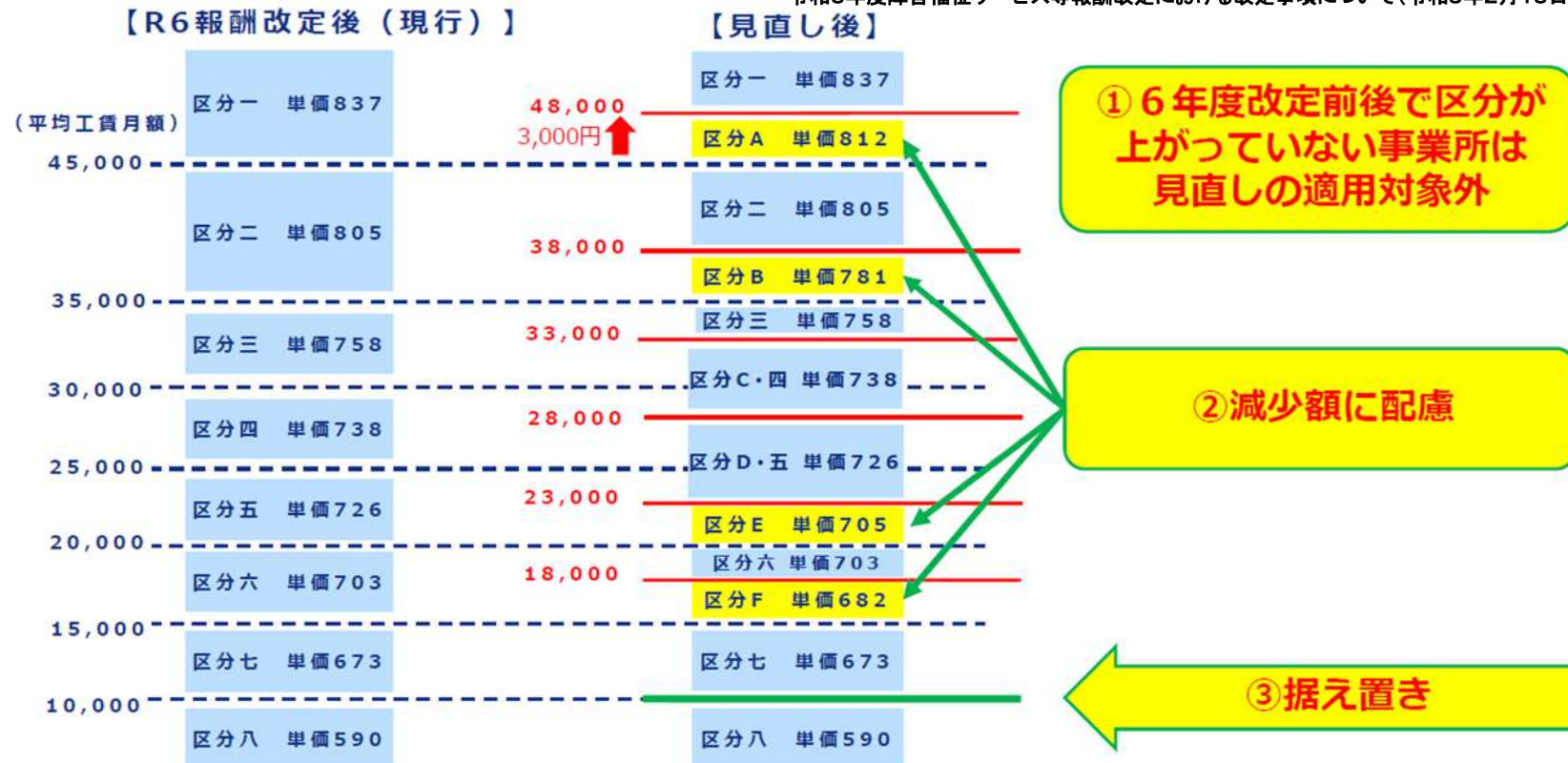
(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	746単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	724単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	696単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	676単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	660単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	641単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	637単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	624単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	606単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6 : 1、定員 20 名以下の場合

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について(令和8年2月18日)より抜粋



就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】


算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
 - また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
- ※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について(令和8年2月18日)より抜粋



経営情報の報告 (令和8年4月以降の取り扱い)

☆令和7年9月から報告すべき障害福祉サービス等情報に
「経営情報」が追加されました。

障害福祉サービス等事業所を運営する事業者は、
原則法人の毎会計年度終了後3か月以内に事業所ごとの経営情報を
WAM NETから報告する必要があります。

※「報告の対象となる情報の範囲」や「報告の時期」など、
詳細につきましては、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1035575.html>



体制届・変更届について

☆令和8年度より、各種届出様式が更新されました

【変更があった様式】

- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(加算の届出)
- ・廃止・休止・再開届 ・新規申請様式
- ・指定更新様式 ・付表 等

※ホームページよりダウンロードしていただき、必要書類をご提出ください。

【ホームページ掲載箇所】

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1032679/1004765/1004767.html>



変更届の注意事項について

・GHにおける住居追加について

物件、面積、消防法適用状況、事業所位置等確認します。追加予定の住居に関する書類を持参し、必ず事前に窓口で相談してください。

・利用者から徴収する費用の範囲について

運営規程における利用者から徴収する額の変更がある場合、下記の通知を参考に検討ください。なお、費用によっては利用者からの徴収が認められない場合もございますので、適切な実費徴収をお願いいたします。

【参考】

- ・障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成18年12月6日障発第1206002号)
- ・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成18年9月29日厚生労働省告示第545号)
- ・障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成24年3月30日障発0330第31号)
- ・食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成24年3月30日厚生労働省告示第231号)

勤務形態一覧表について

厚生労働省及び子ども家庭庁より、参考様式として新たに「勤務形態一覧表」が示されたため、様式を変更いたします。

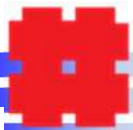
○勤務形態一覧表の主な変更点

- ・サービスによって様式が異なる。
- ・勤務に関すること以外についても、前年度の平均値(平均利用者数)や人員に関する基準を計算できるよう、欄が追加されました。

○注意点

- ・勤務形態一覧表には計算式を設定していますが、結果に誤りがないかご確認ください。
- ・特段の事情がない場合は、本様式による提出にご協力ください。

※障害児通所支援事業所については、サービス提供時間帯を通じて、直接支援する職員(児童指導員等)を常時配置する必要があるため、サービス提供時間等を記載できるよう様式に一部変更を加えています。



サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者のOJTの届出について

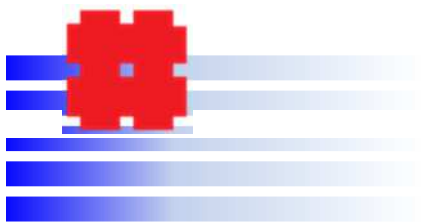
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修修了者のうち、一定の要件を満たす場合には、例外的に、実践研修の受講に必要な実務経験年数を短縮できる(最短6か月)措置。

【要件】

- ・個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に事前に届出(変更届)を行うこと
- ・基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしていること。
- ・障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

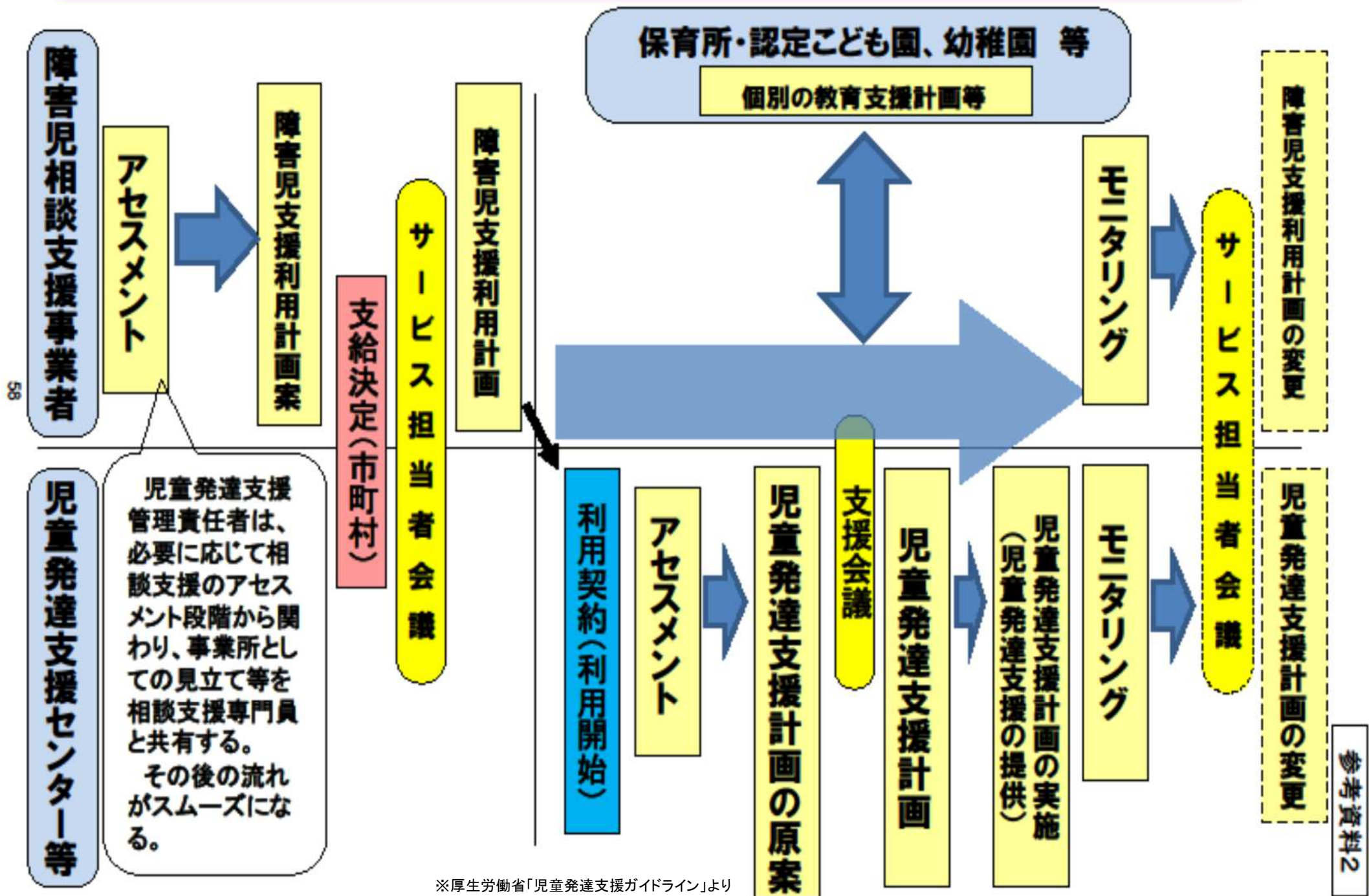
岐阜市ホームページ: <https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1032679/1036696.html>


GIFU CITY



児童発達支援計画 (個別支援計画)について (障害児通所支援事業所)

支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係





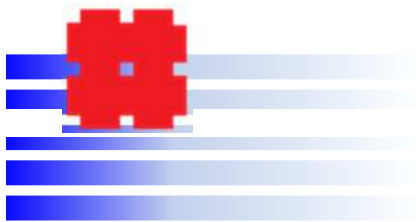
児童発達支援計画（以下、個別支援計画と記載） の作成に係る一連の流れ

- (1) 児童発達支援管理責任者が障害児及び通所支給決定保護者に面接してアセスメントを実施
- (2) 児童発達支援管理責任者が個別支援計画の原案を作成
- (3) 個別支援計画の作成に係る会議
- (4) 個別支援計画について、障害児及び通所給付決定保護者に対して説明をし、文書により同意を得ること
- (5) 保護者及び相談支援事業者に個別支援計画を交付
- (6) サービス提供開始
- (7) 児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者及び障害児に定期的な面接を行うことによるモニタリングを行う



《注意事項》

- (1)基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価を行う観点から、支援時間に応じた時間区分が創設された。「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置づけられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間(個別支援計画において定めた提供時間)とする。
- (2)個別支援計画に位置づけられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに見直しを行う。
- (3)適切なアセスメントの実施と子どもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、**5領域**(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)をすべて含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画において**5領域**とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

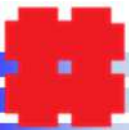


《注意事項》

- (4)相談支援専門員等が作成するサービス等利用計画に基づき、個別支援計画を作成する。
- (5)個別支援計画が画一的なものにならないようにする。
- (6)個別支援計画の見直しが必要となった場合については、アセスメントから個別支援計画の交付までの一連の手順を踏む。
- (7)事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に係る業務を担当させる。
- (8)個別支援計画に位置付けが必要な加算を算定する場合は、必ず同計画に記載する。

■ 計画の作成等が必要な加算一覧(一部抜粋)

児童発達支援及び放課後等デイサービス	個別支援計画への位置づけ	別途定める計画が必要
専門的支援実施加算	○	専門的支援実施計画
延長支援加算	○	
子育てサポート加算	○	
入浴支援加算	○	安全計画
人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	○	
保育・教育等移行支援加算	○	
家族支援加算	○	
放課後等デイサービス		
通所自立支援加算	○	安全計画
自立サポート加算	○	自立サポート計画
個別サポート加算(Ⅲ)	○	
強度行動障害児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	○	支援計画シート
児童発達支援		
強度行動障害児支援加算	○	支援計画シート



個別支援計画未作成減算

【適用期間および算定される単位数】

減算が適用される月から3月未満の月

→所定単位数の100分の70

減算が適用される月から連続して3月以上の月

→所定単位数の100分の50

【具体的取扱い】

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

(1) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(2) 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。



個別支援計画未作成減算

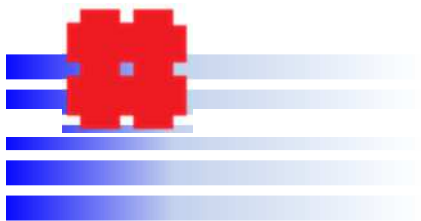
【減算が適用される一例】

(1)個別支援計画の作成に係る一連の業務が、手順どおりに実施されていない。

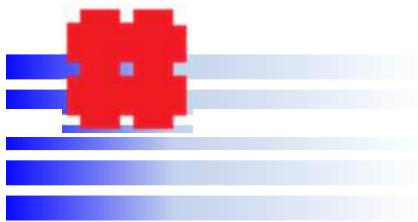
(2)アセスメント、個別支援会議及びモニタリングの記録が保管されていない。

(3)原案が保管されていない。

(4)個別支援計画を作成後、6月を越えてモニタリングが実施されていない。

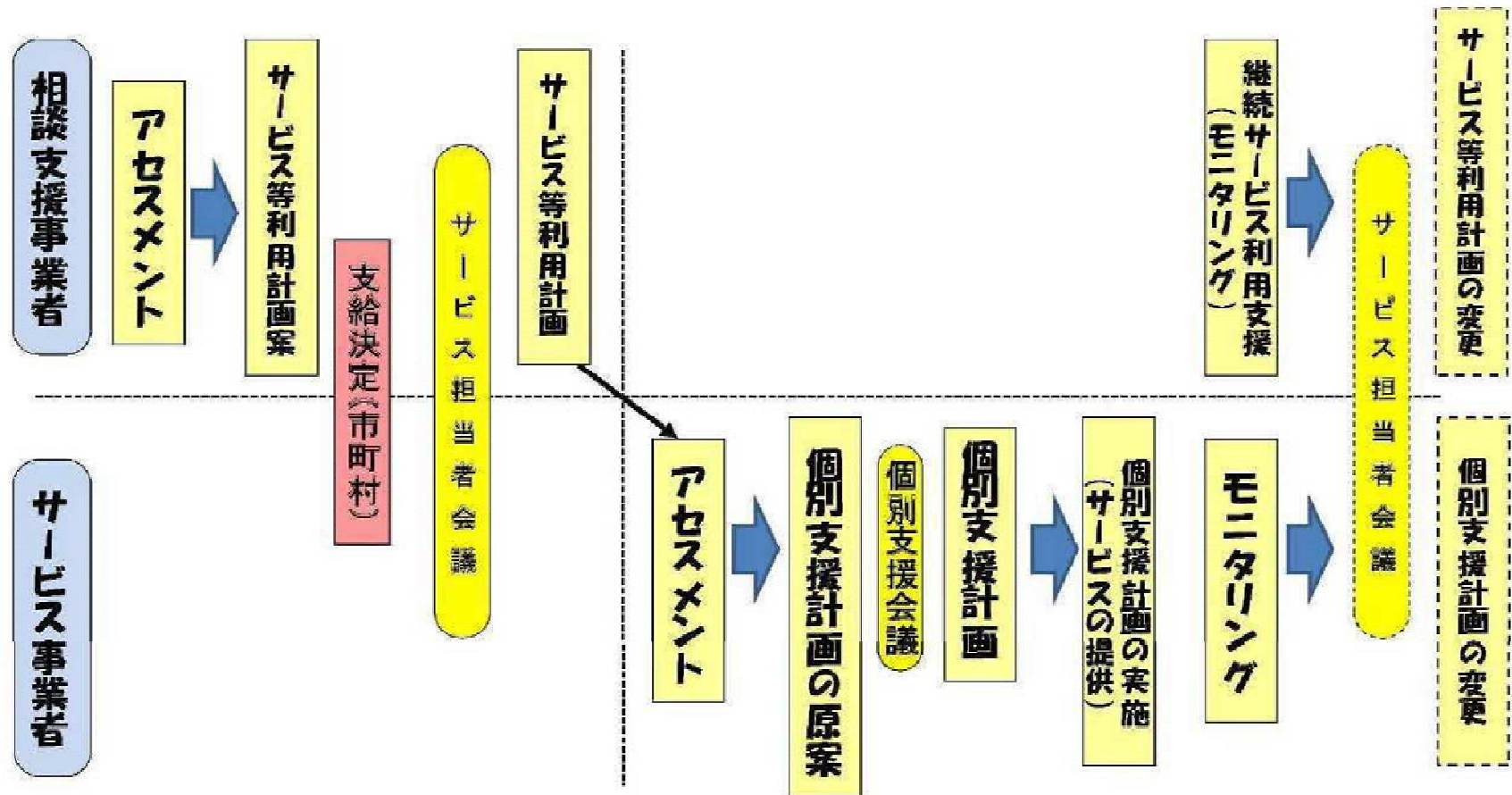


個別支援計画について

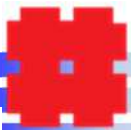


新

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係

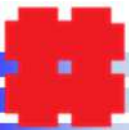


※新潟市「令和4年度指定障がい福祉サービス事業者等緊急集団指導資料」より



個別支援計画の作成に係る一連の流れ

- (1) サービス管理責任者が利用者に面接してアセスメントを実施
- (2) サービス管理責任者が個別支援計画の原案を作成
- (3) 個別支援計画の作成に係る会議
- (4) 個別支援計画について、利用者又は家族に対して説明をし、文書により同意を得ること
- (5) 利用者及び相談支援事業者に個別支援計画を交付
- (6) サービス提供開始
- (7) サービス管理責任者は、利用者に定期的な面接を行うことによるモニタリングを行う



《注意事項》

- (1)相談支援専門員等が作成するサービス等利用計画に基づき、個別支援計画を作成する。
- (2)個別支援計画の原案や個別支援計画の作成に係る会議等の記録を残す。
- (3)個別支援計画に位置付けが必要な加算を算定する場合は、必ず記載する(日中支援加算等)。
- (4)個別支援計画が画一的なものにならないようにする。
- (5)個別支援計画の見直しが必要となった場合については、アセスメントから個別支援計画の交付までの一連の手順を踏む。
- (6)事業所の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に係る業務を担当させる。



個別支援計画未作成減算

➤ <適用期間および減算される単位数>

減算が適用される月から3月未満の月

→所定単位数の100分の30を減算

減算が適用される月から連続して3月以上の月

→所定単位数の100分の50を減算

➤ <具体的取扱い>

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

(1) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(2) 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。



個別支援計画未作成減算

<減算が適用される一例>

(1)個別支援計画の作成に係る一連の業務が、手順どおりに実施されていない。

(2)アセスメント、個別支援会議及びモニタリングの記録が保管されていない。

(3)原案が保管されていない。

(4)個別支援計画を作成後、6月を越えてモニタリングが実施されていない。